

## 介護保険の福祉用具購入と 住宅改修を利用する方へ

10月1日から、福祉用具の購入と住宅改修を利用する方の一時的な負担を軽減するため、受領委任払制度を始めました。

### ○受領委任払

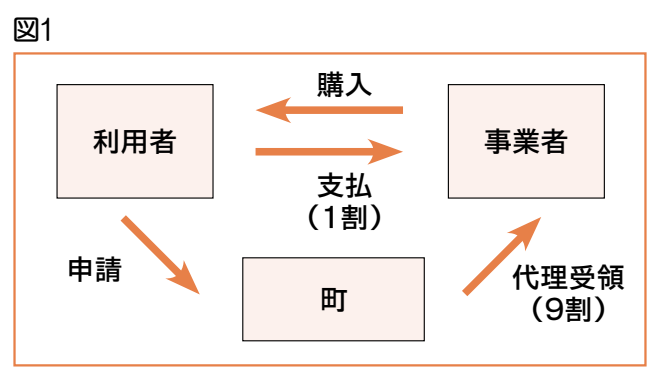
介護保険制度で利用する福祉用具の購入と住宅改修にかかる費用は、利用者のみなさんが一度全額を負担し、申請により後日、町から9割分を支給しています。が、「受領委任払」では、利用者の負担を、はじめから1割にし、残りの9割分は利用者からの委任により、町から直接事業者へお支払いします。(図1参照)

### ○注意事項

- ・町に登録されている受領委任払登録事業者のみ対象です。
- ・保険料に滞納がある場合は利用できません。

※福祉用具の購入や住宅の改修をする方は、事前に担当のケアマネジャー、または地域包括支援セン

ターへご相談ください。  
なお、今までどおり「償還払」も利用できます。



◆問い合わせ  
福祉課介護班  
☎(84)1257

## 児童扶養手当の 支給金額が変更になりました

児童扶養手当法施行令の一部改正に基づき、支給金額が変更になりました。現在、受給している方は、8月と12月の振込金額が異なりますのでご注意ください。

◆問い合わせ 福祉課社会福祉班 ☎84-1257

児童扶養手当支給金額 (1ヶ月当たり)

児童数	区分	4月～9月	10月以降
1人	全部支給	41,430円	41,140円
	一部支給	41,120円～9,780円	41,130円～9,710円
2人	5,000円を加算		
3人以上	1人増加するごとに3,000円を加算		

## 10月11日(金)～17日(木)は 違反建築物防止週間です

この週間に県下一斉に公開パトロールが実施されます。建築基準法では、建物の安全性を確保し、私たちの生命や健康、財産を守るため、建物の敷地や構造などに関する様々な基準を定めています。建物を建てる場合は、建築基準法などの法令で定める基準や手続きを守り、適正に工事を進めてください。

また、工事が完了したときは、その建物が法令に基づき安全なものであるか検査を受けてください。

この機会に、建物が法令に適合しているか建築士に相談するなどの点検を検討しましょう。

◆問い合わせ  
都市建設課管理計画班 ☎84-1217



委員  
小高 和則氏(新島)

石橋信宏委員の任期満了に伴い、議会の同意を得て、次の方が任命されました。

## 教育委員会委員を任命

## 町住宅リフォーム工事補助金の 受付は終了しました

平成25年度町住宅リフォーム工事補助金の申込は、今年度の予算額に達したため、申込の受付を終了しました。

◆問い合わせ  
都市建設課管理計画班 ☎84-1217